

東根市学校給食センター維持管理運営等包括業務委託事業

入札説明書等に関する質問回答(1回目)等



令和4年9月30日

東 根 市

＜ 入札説明書に関する質問回答 ＞

| 番号 | 項目 | 頁 | 章 | 1 | (1) | 1) | ア | ① | a | 質問 | 回答 |
|----|----------------------|----|---|---|-----|----|---|---|---|--|---|
| 1 | 入札参加者の参加要件 | 7 | Ⅱ | 2 | (1) | | | | | 実施方針に関する質問回答 No.7 及び No.14 の内容にも関係する再度の確認となりますが、SPC のマネジメント業務等を行う企業がグループの構成員として参加する場合には、「その他企業」となり、参加資格確認申請書提出においては、様式 10「入札参加グループの構成員に関する納税に関する書類」のみの提出が良いとの理解でよろしいでしょうか。 | ご質問について、ご理解のとおりです。例えば「本事業における役割：その他（SPCのマネジメント業務等に当たる者）」であっても、「(3) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限」については適用され、「＜様式 10＞ 入札参加グループの構成員に関する納税に関する書類」の提出が必要となります。 |
| 2 | 予定価格 | 14 | Ⅱ | 3 | (1) | 4) | | | | お示しいただいている予定価格 1,234,000,000 円は、税込み価格でしょうか。 | ご質問について、ご理解のとおりです。「予定価格」が対象とする範囲は「契約金額」と同じく、消費税及び地方消費税相当額を含みます。入札説明書のⅡ 3 (12) 2)を参照してください。 |
| 3 | 契約保証金 | 20 | Ⅳ | 5 | | | | | | 維持管理・運營業務に対する契約保証は不要との理解でよろしいでしょうか。 | ご質問について、ご理解のとおりです。契約の保証は、施設等の更新等業務の履行のみを対象とします。 |
| 4 | 「その他費用」の支払いについて | 21 | Ⅳ | 6 | (1) | | | | | 表中、維持管理費にも運営費にも「その他費用」の項目がありますが、SPC 運営費は運営費に纏めて計上する形として宜しいでしょうか。 | 事業期間に必要となる「B 施設等の維持管理業務に対するサービス購入費・ケ その他費用（Bケ）」、「C 給食の運営等業務に対するサービス購入費・ク その他費用（Cク）」について、双方（Bケ、Cク）の合計額を、「B アからクまでの合計額」と「C アからキまでの合計額」の割合で、「Bケ」と「Cク」のそれぞれに按分して計上するものとします。 |
| 5 | 「ク 大規模な修繕、大規模な更新等のため | 21 | 4 | 6 | (1) | | | | | 「ク 大規模な修繕、大規模な更新等のための施設調査業務」については、5年間を通じて実施するものではないと想定されます。本業務の対価支払いにつ | 「B 施設等の維持管理業務に対するサービス購入費・ク 大規模な修繕、大規模な更新等のための施設調査業務」は、施設等の更新等業務に対するサー |

| 番号 | 項目 | 頁 | 章 | 1 | (1) | 1) | ア | ① | a | 質問 | 回答 |
|----|-------------------|----|----|---|-----|----|---|---|---|---|---|
| | の施設調査業務」 | | | | | | | | | いては、完了後支払いとしていただくことは可能でしょうか。 | ビス購入費に準じた（ただし「年度毎」）の支払とします。なお、このこととともないく様式 23>を加筆・修正しますので、本書最後の、入札説明書等に関する追記事項（1<様式 23>の変更）を参照してください。 |
| 6 | 施設等更新等費相当分の内容について | 23 | IV | 6 | (2) | 1) | | | | 2行目において、「B' 施設等の更新等業務に関する消費税及び地方消費税相当額」とは、「A' 」の誤植でしょうか。 | ご質問の箇所について、「A' 施設等の更新等業務に関する消費税及び地方消費税相当額」に修正します。 |
| 7 | 施設等更新等費相当分の内容について | 23 | IV | 6 | (2) | 1) | | | | 「その他費用」の支払いについて、各業務と一体（各業務に含まれる）ものとして取り扱う」とございますが、各業務の支払いと同じタイミングにおいて、適宜按分、またはそのタイミング発生した費用について計上すれば宜しいでしょうか。 | 「ア 調査・設計業務」、「エ 工事監理業務」、「オ 各種申請等業務」に対するサービス購入費及び「カ その他費用」の合計額を、「蒸気配管の更新業務」から「野菜スライサーの更新業務」までの各業務に要する費用の割合で、それぞれ（「蒸気配管の更新業務」から「野菜スライサーの更新業務」まで）に按分（上乘せ）して支払うものとします。 |
| 8 | 工事保険等 | 33 | IV | 7 | (2) | 1) | | | | 本事業のためではなく、維持管理企業又は運営企業が会社で付保する包括保険が本要件を満たす場合には、新たに保険を付保するのではなく当該包括保険を適用することは認めていただけますでしょうか。 | 当該包括保険の内容が、市が要求する水準と同等以上の効力があると市が確認できることを前提条件とし、認めるものとします。 |

< 様式集に関する質問回答 >

| 番号 | 項目 | 頁 | 様式 | 章 | 1 | (1) | 1) | ア | ① | 質問 | 回答 |
|----|-----------|---|----|----|---|-----|----|---|---|---|---|
| 9 | 提出書類の作成要領 | 5 | - | II | 5 | (4) | | | | <様式 1 2>から<様式 1 4>、<様式 1 6>の提出方法（綴り等）にご指定はございますか。 | 入札書の提出書類のうち<様式 12>から<様式 14>、<様式 16>は、当該様式に所定の事項を記載のうえ、バインダー綴じ1部を持参により提出してください。バインダーは、2穴式とし、簡易でかさばらないものを |

| 番号 | 項目 | 頁 | 様式 | 章 | 1 | (1) | 1) | ア | ① | 質問 | 回答 |
|----|--------------------------|----------|--------|---|---|-----|----|---|---|--|--|
| | | | | | | | | | | | 使用してください。バインダーの表紙には、「事業名称（東根市学校給食センター維持管理運営等包括業務委託事業）」、「様式番号」、「入札参加企業又は入札参加グループ名」を記載してください。 |
| 10 | 【参加表明に係る質問】入札参加表明書および委任状 | 11 14 | 3 6 | | | | | | | 構成員の企業数が増えて本様式が複数枚にわたる場合においても、下段◆記載の通り様式ナンバーに枝番を付して提出すれば良く、袋綴じ等は不要との理解でよろしいでしょうか。 | ご質問の様式3について、ご理解のとおりです。各頁割印若しくは袋綴割印の必要はありません。 ご質問の様式6について、各頁割印若しくは袋綴割印としてください。 |
| 11 | 【参加表明に係る質問】入札参加表明書 | 11 | 3 | | | | | | | グループ構成員各社の署名欄には印マークがありませんが、押印不要と理解して宜しいでしょうか。 | ご質問の様式3について、ご理解のとおりです。グループ構成員の押印の必要はありません。 |
| 12 | 【参加表明に係る質問】グループ構成員一覧表 | 13 | 5 | | | | | | | 「本事業における役割」の選択は、複数業務に○をつけても差し支えいでしょうか。（例えば維持管理企業が、施設等の更新等業務の内、蒸気配管更新業務以外の設計や建設を担う場合、設計・建設にも○をつけるという理解で宜しいでしょうか。） | ご質問について、ご理解のとおりです。その場合「本事業における役割：設計（施設等の更新等業務の内、○○○○○業務の設計）建設（施設等の更新等業務の内、○○○○○業務の建設）、維持管理、運営等、その他（ ）」のように、具体的に記載してください。また「※本事業・・・記載してください。」との注書きは、削除しても問題ありません。 |
| 13 | 【参加表明に係る質問】グループ構成員一覧表 | 13 | 5 | | | | | | | 「※本事業における役割を選択し、その内容を簡潔に記載してください。～」との注釈がありますが、各企業の具体的な役割・内容を記入する際には、この注釈を削除し記入する形で宜しいでしょうか。 | 番号 12 への回答を参照してください。 |
| 14 | 【参加表明に係る質問】設計企業の資格要件に関する | 15 | 7 | | | | | | | 入札公告 P3 2 (2) 1) にて、蒸気配管の更新業務の設計に当たるものについては資格要件がございますが、蒸気配管の更新業務以外の設計にあたるものについては、本様式の提出は必要 | ご質問について、ご理解のとおりです。＜様式7＞については、「蒸気配管の更新業務の設計に当たる者（設計企業）」についてのみ提出してください。 |

| 番号 | 項目 | 頁 | 様式 | 章 | 1 | (1) | 1) | ア | ① | 質問 | 回答 |
|----|-------------------------------------|----|----|---|---|-----|----|---|---|--|---|
| | 書類 | | | | | | | | | ないと理解して宜しいでしょうか。 | |
| 15 | 【参加表明に係る質問】建設企業の資格要件に関する書類 | 16 | 8 | | | | | | | 入札公告 P3 2 (2) 2) にて、蒸気配管の更新業務の建設に当たるものについては資格要件がございますが、蒸気配管の更新業務以外の建設にあたるものについては、本様式の提出は必要ないと理解して宜しいでしょうか。 | ご質問について、ご理解のとおりです。＜様式 8＞については、「蒸気配管の更新業務の建設に当たる者（建設企業）」についてのみ提出してください。 |
| 16 | 【参加表明に係る質問】運営等企業の資格要件に関する書類 | 17 | 9 | | | | | ア | | 「ア」に示す要件を満たすことを証する書類としては、例えば該当施設の受託実績がある旨を証する書類（契約書等）の添付でよろしいでしょうか。 | ご質問について、ご理解のとおりです。ただし、あわせて、該当施設が「H A C C P 対応施設」であることの示す客観的な書類も必要となります。 |
| 17 | 【参加表明に係る質問】入札参加グループの構成員に関する納税に関する書類 | 18 | 10 | | | | | | | 納税証明書「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明用は、『その 3 の 3』の提出でよいとの理解でよろしいでしょうか。 | 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明用書類は、「納税証明書(その 3 の 3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)」でよいものとします。 |
| 18 | 【参加表明に係る質問】入札参加グループの構成員に関する納税に関する書類 | 18 | 10 | | | | | | | 構成員の所在地による「法人市民税」についての納税の証明用は、各企業が参加資格確認申請書類提出時点で提出可能な直近年度分の提出でよいとの理解でよろしいでしょうか。 | ご質問について、ご理解のとおりです。 |
| 19 | 【参加表明に係る質問】入札参加グループの構成員に関する納税に関する書類 | 18 | 10 | | | | | | | 構成員の所在地による「法人市民税」についての納税の証明用は、例えば東京本社の所在地にて参加申請する企業については、「法人都民税」に関する直近年度分の納税証明書の提出でよいとの理解でよろしいでしょうか。 | ご質問について、ご理解のとおりです。 |

| 番号 | 項目 | 頁 | 様式 | 章 | 1 | (1) | 1) | ア | ① | 質問 | 回答 |
|----|-------------------------------------|----|----|---|---|-----|----|---|---|---|--|
| 20 | 【参加表明に係る質問】入札参加グループの構成員に関する納税に関する書類 | 18 | 10 | | | | | | | 「競争参加資格確認申請の受付期限日において」とありますが、証明書類は“直近3か月以内の発行”などの具体的な発行日のご指定はありますでしょうか。 | 「入札参加グループの構成員に関する納税に関する書類」については、「入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書」の受付期限の日（令和4年10月20日）の3か月前（7月20日）以降に発行されたものとします。 |
| 21 | 委任状（復代理人） | 23 | 14 | | | | | | | 代表企業の、代表者でない別の実務担当者が、入札書及び提案書を貴市へ持参する場合、本様式の提出は必要という理解で宜しいでしょうか。 | ご質問について、ご理解のとおりです。 |
| 22 | 入札書 | 24 | 15 | | | | | | | 復代理人が入札書を持参する場合で、様式14の委任状（復代理人）を持参して本様式を提出する際には、代表企業欄の押印箇所と復代理人の押印箇所の両方に押印して提出するという理解で宜しいでしょうか。 | 「<様式14>委任状（復代理人）」を持参して「<様式15>入札書」を提出する場合は、代表者の押印は不要とし、復代理人の押印のみでよいものとします。 |

＜ 要求水準書に関する質問回答 ＞

| 番号 | 項目 | 頁 | I | 1 | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|----|--------------------------|---|----|---|-----|----|---|---|---|---|
| 23 | 施設等の更新等に係る工事監理業務に関する共有事項 | 7 | II | 1 | (4) | | | | 実施方針に関する質問回答 No.24 の内容及び入札説明書 8 頁 2 (2) 2) に記載の通り、工事監理者の設置及び工事監理報告書の提出が必須な対象は「蒸気配管の更新業務」のみとの理解でよろしいでしょうか。 | ご質問について、正確には、「※ 施工者による工事管理が適切に実施されることを条件とし、施設等の更新等業務（項目毎）のうち「蒸気配管の更新業務」以外については、工事監理者を必須としない。この場合、入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）において、工事監理（者）を工事管理（者）と読み替えるものとする。ただし、本業務を実施するに当たり必要とされる法令等（条例を含む。）について遵守すること。」としていることに留意してください。入札説明書 II 2 (2) 2) を参照してください。 したがって、工事監理者の設置 |

| 番号 | 項目 | 頁 | I | 1 | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|----|--------------|----|---|---|-----|-------|---|---|---|--|
| | | | | | | | | | | 及び工事監理報告書の提出を行わない業務にあつては、工事管理者の設置及び工事管理報告書の提出が必要であることに留意してください。なお、ここでの工事管理者とは、工事現場を動かす責任者のことです。 |
| 24 | 食器食缶等保守管理業務 | 15 | Ⅲ | 6 | (3) | | | | 食器・食缶等の修繕・更新（補充）は、全量を事業者の負担とする。とございますが、破損や欠損等経年劣化が生じたものについてのみ更新（補充）を行うことか、または全ての食器・食缶の更新を行うということでしょうか。 | 破損や欠損並びに変色等の経年劣化が生じたものについてのみ修繕・更新（補充）を行うものとします。 |
| 25 | 調理業務における基本事項 | 26 | Ⅳ | 2 | (1) | 1) | オ | | 「保存食を採取する前に味付けや調理状態について、市の職員に確認を受ける。」とありますが、貴市職員様による確認は調理室内で行っていただくという理解でよろしいでしょうか。 | 市の職員が「保存食を採取する前に味付けや調理状態」を確認する場所は、事務所内とします。 |
| 26 | 調理業務における基本事項 | 27 | Ⅳ | 2 | (1) | 3)～5) | | | 「未加熱食材、加熱調理済食品調理、カート移動の従事者は兼務せず、当該作業時間帯はそれぞれ専任とする」や「魚・肉を扱ったものは、和え物や果物等の和え物室での調理に従事しない」「果物調理業務従事者は、ほかの業務と兼任せず専任とする」などの表記がございますが、効率的な作業人員体制での運営を実現するため、厚生労働省「大量調理衛生管理マニュアル」や文部科学省「学校給食衛生管理基準」に準じ、調理員が着用する白衣・エプロン・履物等を食材ごと・作業ごとに色分けすること等、貴市と協議したうえでの二次汚染防止策を徹底する前提で、兼務を認めていただけないでしょうか。 | 本学校給食センターは、HACCPの理念に基づき「学校給食衛生管理基準」並びに「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した計画として次の4点を最重要事項として整備されています。 ①給食エリアはドライシステム ②ワンウェイ動線 ③異清浄度区域を壁、扉にて区画 ④異清浄度区域間の移動は食材のみ 以上のことから、異洗浄度区域間の人の動き（移動）は、無いようにしてください。 |
| 27 | 牛乳パックの回収 | 33 | Ⅳ | 5 | (2) | 2) | エ | | 使用済みの牛乳パックの回収・運搬については、法令上許認可が必要な内容であり、選定事業 | 市としては、法令上の許認可は必要ないものと認識していますが、使用済みの牛乳パックの回 |

| 番号 | 項目 | 頁 | I | 1 | (1) | 1) | ア | | a | 質問 | 回答 |
|----|----|---|---|---|-----|----|---|--|---|---|--|
| | | | | | | | | | | 者での対応ができない業務と認識しております。貴市としてのお考えや想定される対応方法につきご教示いただけますでしょうか。 | 収・運搬を実施するに当たっては、再度確認の上、市より事前に連絡します。したがって、入札参加者は、入札書及び入札提案書類の作成に当たって、選定事業者の業務範囲であることを前提条件としてください。 |

＜ 添付資料・別冊資料に関する質問回答 ＞

なし

＜ 落札者決定基準に関する質問回答 ＞

なし

＜ 基本協定書（案）に関する質問回答 ＞

| 番号 | 項目 | 頁 | 条 | 項 | 号 | 別紙 | — | — | — | 質問 | 回答 |
|----|----------------|---|---|---|---|----|---|---|---|---|--------------------|
| 28 | 事業契約締結不調の場合の処理 | 3 | 8 | 2 | | | | | | 「乙において損害が生じた場合」とは、「乙」グループ全体に損害が生じた場合のみならず、「乙の構成員」のいずれかのみで損害が発生した場合を含む、との理解で良いでしょうか。 | ご質問について、ご理解のとおりです。 |

＜ 事業契約書（案）に関する質問回答 ＞

| 番号 | 項目 | 頁 | 章 | 節 | 条 | 項 | 号 | 別紙 | — | 質問 | 回答 |
|----|---------------|----|---|---|----|---|---|----|---|---|--|
| 29 | 「本件土地」の試用及び管理 | 5 | 2 | | 8 | 2 | | | | 「施設等の更新等業務」、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に必要な範囲においては、「原則として」「本件土地」が無償で使用できると定められていますが、「本件土地」の無償での使用が認められない場合として、どのような場合が想定されますでしょうか。 | 現時点で具体的に想定している事例はありませんが、仮に事業者が使用を求める土地の範囲や使用方法等が通常想定されるものと大きく異なる場合には、無償使用の可否や使用範囲・使用方法について検討・調整が必要となる場合もあり得るため、「原則として」という留保を付しているものです。 |
| 30 | 「更新等期間」中 | 10 | 4 | 1 | 18 | 3 | | | | 入札説明書 32 頁 7 (1) に記載の通り、加入が必須な対象 | ご質問について、ご理解のとおりです。 |

| 番号 | 項目 | 頁 | 章 | 節 | 条 | 項 | 号 | 別紙 | — | 質問 | 回答 |
|----|-------------------|----|---|---|----|---|---|----|---|---|--|
| | の保険につき | | | | | | | | | は「蒸気配管の更新業務」のみで、その他の更新に対する保険加入については事業者提案に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。 | |
| 31 | 工事監理者の設置 | 11 | 4 | 1 | 21 | | | | | 実施方針に関する質問回答 No. 24 の内容及び入札説明書 8 頁 2 (2) 2) に記載の通り、工事監理者の設置が必須な対象は「蒸気配管の更新業務」のみでとの理解でよろしいでしょうか。 | ご質問について、ご理解のとおりです。番号 23 への回答を参照してください。なお、事業者との事業契約締結時に、提案書に基づいて、文言の加筆・修正を行う予定です。 |
| 32 | 「本件工事」中に第三者に生じた損害 | 14 | 3 | 3 | 28 | 1 | | | | 「損害が賠償対象となる場合」との文言が定められていますが、これは、「損害の賠償義務を負う場合」と同じ意味であるとの理解で良いでしょうか。 | ご質問について、ご理解のとおりです。 |

＜ その他に関する質問回答 ＞

なし

以上

<入札説明書等に関する追記事項>

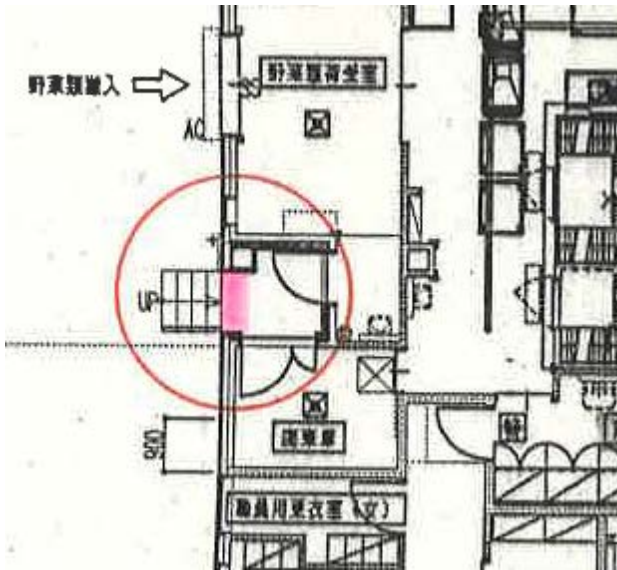
1 **<様式 23>の変更** / アンダーライン部分が変更箇所です。

<様式 23> 3) 資金計画 (入札金額内訳書・施設等維持管理費相当分) 登録受付番号 ()

| 3) 資金計画 (入札金額内訳書・施設等維持管理費相当分) | | |
|---|-------------------------|------|
| ・「B 施設等の維持管理業務に対するサービス購入費」の内訳 ・「B' 施設等の維持管理業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の内訳 | | |
| 項 目 | 金 額 (円) | 積算根拠 |
| B 施設等の維持管理業務に対するサービス購入費 | | — |
| ア 建築物保守管理業務 | | |
| イ 建築設備保守管理業務 | | |
| ウ 附帯施設保守管理業務 | | |
| エ 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務 | | |
| オ 清掃業務 | | |
| カ 警備業務 | | |
| キ 上記各項目に伴う各種申請等業務 | | |
| ク <u>大規模な修繕、大規模な更新等のための施設調査業務</u> | 令和5年度 令和6年度 令和7年度 | |
| ケ <u>その他費用</u> | | |
| | | |
| B' 施設等の維持管理業務に関する消費税及び地方消費税相当額 | | — |
| 総合計 | | — |

◆ A4版1枚で作成してください。

2 「荷受室網戸の設置業務」の位置は以下のとおりです。



3 「屋外サインの改修業務」の位置は以下のとおりです。

南側門扉脇サイン
施設名文字・赤帯



2階外壁サイン
タント君・市名文字・開口部上赤帯



北側門扉脇サイン
施設名文字・赤帯



以上